

## 教育管理システム事件

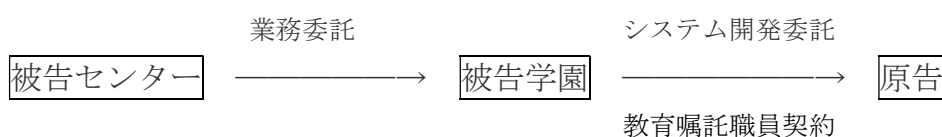
学校法人の嘱託職員が、学校法人の依頼を受けて開発したプログラムを職務著作に当たらないとした事例

東京地裁平三〇（ワ）三六一六八、教育管理システム事件、令二・一一・一六判決

参照条文 著作権法二条・一五条・一八条・一九条・二〇条・二一条・二三条・二七条・四七条の三、民法七〇三条

### 事案の概要

原告は、システムエンジニアであり、被告学校法人（被告学園）が設置する本件専門学校の教育嘱託職員であった。被告一般財団法人中東協力センター（被告センター）は、サウジアラビア電子機器・家電製品研修所（SEHAI）自立運営への協力事業（本件協力事業）を実施している。被告センターは、被告学園に対して、本件協力事業に関する業務を委託し、被告学園は、原告に対して、本件協力事業のうちSEHAIの教務管理システム（本件システム）の開発を委託し、原告はこれを受託して本件システムの一部に係るプログラム（本件プログラム）を完成した。ところが、その後、原告と被告学園間に争いが発生し、原告が、被告らに対して、被告らは本件プログラムに係る原告の著作権及び著作者人格権を侵害し、これによって利益を受けたと主張して、不当利得返還請求権に基づいて利得金の返還を求めたのが本件である。



### 判決の要旨 [一部容認]

#### 2 争点1（本件プログラムに係る職務著作の成否）について

(1) 前記前提事実(4)のとおり、原告は、プログラムの著作物である本件プログラムを作成した。

したがって、原告は、「著作物」である本件プログラム「を創作する者」として、「著作者」（著作権法2条1項2号）に該当するというべきである。

(2) この点、被告らは、本件プログラムは被告学園の「業務に従事する」原告が被告学園の「発意に基づき」「職務上作成」したものであるから、著作権

法15条2項により、本件プログラムの著作権は被告学園であると主張するので、以下検討する。

ア 本件プログラムは、平成25年5月23日までに作成された本件システムの一部に係るプログラムであるところ、本件システムの開発は、被告センターが被告学園に対して委託した本件協力事業に関する業務の一つとして、被告学園が原告に対して委託したものである（前記前提事実(3)、(4)）。

上記委託当時、原告は被告学園と非常勤講師委嘱契約を締結していたが、これは本件専門学校において講義や実習等の教育指導等を行うことを業務内容とするものであり（前記前提事実(1)イ、(2)）、被告学園からの委託を受けてSEHAIの教育管理システムを開発することを直接の業務内容とするものではなかったと認められる。

イ 原告は、被告学園から、非常勤講師としての給与（講義料）とは別に、本件システムの開発費用として105万円を受領し、さらに、被告学園との間で、平成25年4月以降の開発費用について協議したものであるから（前記1(4)、(9)、(11)）、原告による本件プログラムの作成は、報酬の点でも、被告学園の非常勤講師としての職務とは区別されていたものと認められる。

ウ 原告は、被告学園の担当者から要望を聞きながら本件システムの開発を行ったが、それは、本件システムに付する機能についての意向を聴取したにとどまるものであり（前記1(1)）、原告が被告学園の担当者に本件プログラムに係る圧縮ファイル（本件圧縮ファイル）を送付した平成25年5月23日までに、本件システムの開発に関して、被告学園が原告に対して具体的に指揮命令したことを認めるに足りる証拠はない。

エ 原告は、本件プログラムの作成作業を、自己がレンタル契約した原告サーバーに同プログラムをアップロードした上で、被告学園の非常勤講師としての業務時間以外の時間に、自己の機器を用い、自宅を作業場として行ったものであるから（前記1(1)）、その作成行為は、被告学園の非常勤講師としての業務とは場所的にも時間的にも独立していたものと認められる。

オ 原告は、電子情報通信学会において、被告学園が設置する本件専門学校の教員として、本件システムの開発について報告したが（前記1(3)）、本件専門学校の非常勤講師であった原告が、自らが経験した内容を基に発表したにすぎず、これをもって原告が被告学園の職務上本件システムの開発を行ったとはいえない。

カ 以上の事情を総合すれば、原告による本件プログラムの作成は、原告が被告学園の非常勤講師として従事していた業務に含まれていたとはいえず、その業務として予定又は予期されていたものともいえず、本件プログラム作成についての被告学園の関与の程度、本件プログラムの作成が行われた場所、時間、

態様等に照らしても、原告が被告学園の職務上本件プログラムを作成したとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告らの上記主張は理由がない。

(3) よって、本件プログラムの著作権は原告であると認めるのが相当である。

## 解説

法人等の発意に基づき、その法人等の業務に従事する者が、職務上作成するプログラム著作物であって、契約や勤務規則等に別段の定めのないときは、その著作権は法人等とされます（職務著作・著作権法15条2項）。本件においては、「法人等の発意に基づき」「契約や勤務規則等に別段の定めのない」は問題なく充足しますが、「その法人等の業務に従事する者」、「職務上作成する」の要件を充足するかが問題となりました。原告は被告学園の嘱託職員ですが、被告学園との間の労働契約が雇傭契約であるか否かは分かりません。しかし、両者の労働契約の内容は講義等の教育指導を行う点にあり、その対価として給与が支払われていたこと、システム開発費用として給与とは別に105万円が支払われていたこと、原告が業務時間以外の時間に、自己の機器を用い、自宅を作業場としてシステム開発を行ったこと、システム開発について被告学園の指揮命令を受けていなかったことからすると、RGBアドベンチャーズ事件の最高裁判決（平15・4・11最高裁）の基準である「実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうか」に照らして、職務著作が否定されるのは当然と思われます。また、被告学園は、原告から著作権を譲り受けたとも主張しましたが、判決は、著作権譲渡契約書案が作成された後に交渉が決裂しているとして著作権譲渡も否定しました。結論として、判決は、被告学園に対して20万円の支払いを命じ、被告センターに対する請求は、被告センターによる著作権及び著作者人格権の侵害行為はなかったとして棄却しています。

控訴審判決の要旨〔棄却〕

控訴審・・・知財高裁令二（ネ）一〇〇六五・令三（ネ）一〇〇〇九、令三・五・一七判決

参照条文 著作権法二条・一五条・一八条・一九条・二〇条・二一条・二三条・二七条・四七条の三、民法七〇三条

第一審判決に対して原告及び被告学園の双方が控訴しましたが、控訴審は第

一審判決を是認して控訴を棄却しました。